

確定申告・市民税申告が必要なケース			必要な申告
給与所得 がある人	所得税の納税額が 出る人で ※1	給与収入金額が2,000万円を超える人	→ 確定申告
		給与を2力以上 からもらっている人	→ 市県民税申告
	給与を1力所からもらっていて、給与や退職所得以外 の所得があり、その所得が20万円を超える人		→ 確定申告
	給与以外の所得があり、上記に該当しない人 ※2		→ 市県民税申告
	給与支払報告書が事業所から提出されていない人		→ 確定申告
公的年金所得 がある人	所得税の納税額が 出る人で ※1	公的年金収入金額が400万円を超える人	→ 市県民税申告
		公的年金以外の所得 があり、 その所得が20万円を超える人	→ 確定申告
	公的年金以外の所得があり、上記に該当しない人 ※2		→ 市県民税申告
給与・公的年金 以外の所得があ る人	公的年金等支払報告書が年金支給者から提出されていない人		→ 確定申告
	計算で所得税の納税額が出る人 ※1		→ 市県民税申告
	上記に該当しない人 ※2		→ 市県民税申告

※1 令和7年中の所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額から計算した所得税額から配当控除額等を差し引いた結果、残額がある人（申告により税金の還付があるものを除く）

※2 令和7年中の所得金額の合計額が市県民税の非課税基準額以下の人に除く

非課税基準額 ①45万円（同一生計配偶者や扶養親族がいない人）

②35万円×（1+同一生計配偶者数+扶養親族数）+31万円

給与所得者や公的年金所得者などで、次の人は申告することにより、
源泉徴収された所得税等が還付されたり、市県民税が減額される場合があります。

- 住宅借入金等特別控除を受ける人（令和7年中に住宅の購入や増改築などを行い、かつ一定の要件を満たしている人）
- 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・寄附金控除などを追加する人
- 年の途中で退職した人（源泉徴収された所得税等の還付を受ける人）

○住宅借入金等特別控除・雑損控除・寄附金控除を受ける人や、所得税の確定申告・還付申告をする人は、税務署にお問い合わせください。

○所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告は不要です（上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択することはできません）。

○2月13日（金）以前の税務署窓口での相談は、事前予約が必要です。（当日受付は行っていません。）電話でも受け付けていますが、LINEによるオンライン事前予約をご利用ください。



LINEオンライン事
前予約